

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第一条関係）…………… 1

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）…………… 5

改正案	現行
<p>（法第三条第一項第二号の金額）</p> <p>第二条 法第三条第一項第二号の政令で定める金額は、<u>五千万円</u>とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、<u>八千万円</u>とする。</p> <p>（法第二十四条の八第一項の金額）</p> <p>第七条の四 法第二十四条の八第一項の政令で定める金額は、<u>五千万円</u>とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、<u>八千万円</u>とする。</p> <p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）</p> <p>第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が<u>四千五百万円</u>（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、<u>九千万円</u>）以上のものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第二十六条第三項第一号イの金額）</p> <p>第二十八条 法第二十六条第三項第一号イの政令で定める金額は、<u>一億円</u>とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、<u>二億円</u>とする。</p>	<p>（法第三条第一項第二号の金額）</p> <p>第二条 法第三条第一項第二号の政令で定める金額は、<u>四千五百万円</u>とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、<u>七千万円</u>とする。</p> <p>（法第二十四条の八第一項の金額）</p> <p>第七条の四 法第二十四条の八第一項の政令で定める金額は、<u>四千万円</u>とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、<u>七千万円</u>とする。</p> <p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）</p> <p>第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が<u>四千万円</u>（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、<u>八千万円</u>）以上のものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)

第二十九条 法第二十六条第三項第二号の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

(同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数)

第三十条 (略)

(特定専門工事の対象となる建設工事)

第三十一条 (略)

2 法第二十六条の三第二項の政令で定める金額は、四千五百万円とする。

第三十二条 (略)

(法第二十六条の五第一項第二号の金額)

第三十三条 法第二十六条の五第一項第二号の政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

(営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる工事現場の数)

第三十四条 法第二十六条の五第二項の政令で定める数は、一とする。

(登録の有効期間)

第三十五条 法第二十六条の九第一項(法第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)

第二十八条 法第二十六条第三項ただし書の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

(同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数)

第二十九条 (略)

(特定専門工事の対象となる建設工事)

第三十条 (略)

2 法第二十六条の三第二項の政令で定める金額は、四千万円とする。

第三十一条 (略)

(新設)

(新設)

(登録の有効期間)

第三十二条 法第二十六条の八第一項(法第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(国土交通大臣が行う講習手数料)

第三十六条 法第二十六条の二十の政令で定める手数料の額は、一万五百円とする。

第三十七条(略) 第三十九条 (略)

(称号)

第四十条 (略)

2 前項に定めるもののほか、第三十七条第五項の規定による二級の技術検定に合格した者にあつては、前項に規定する称号にその合格した技術検定に係る検定種別の名称を付するものとする。

第四十一条 (略)

(受検手数料等)

第四十二条 第一次検定又は第二次検定の受検手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けることができる者が当該第一次検定又は第二次検定を受けようとする場合においては、当該第一次検定又は第二次検定について同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

検定種目	一級		二級	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
建設機械 施工管理	一万九千 七百元	五万七千 三百円	一万九千 七百元	四万八千 四百円
土木施工 管理	一万二千 円	一万二千 円	六千 円	六千 円
建築施工 管理	一万二千 三百 円	一万二千 三百 円	六千五百 十 円	六千五百 十 円

(国土交通大臣が行う講習手数料)

第三十三条 法第二十六条の十九の政令で定める手数料の額は、一万五百円とする。

第三十四条(略) 第三十六条 (略)

(称号)

第三十七条 (略)

2 前項に定めるもののほか、第三十四条第五項の規定による二級の技術検定に合格した者にあつては、前項に規定する称号にその合格した技術検定に係る検定種別の名称を付するものとする。

第三十八条 (略)

(受検手数料等)

第三十九条 第一次検定又は第二次検定の受検手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、第三十六条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けることができる者が当該第一次検定又は第二次検定を受けようとする場合においては、当該第一次検定又は第二次検定について同表に掲げる額から国土交通大臣が定める額を減じた額とする。

検定種目	一級		二級	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
建設機械 施工管理	一万四千 七百元	三万八千 七百元	一万四千 七百元	二万七千 百円
土木施工 管理	一万五百 円	一万五百 円	五千二百 五十 円	五千二百 五十 円
建築施工 管理	一万八 百円	一万八 百円	五千四 百円	五千四 百円

電気工事 施工管理	一万五千八百円	一万五千八百円	七千九百円	七千九百円
管工事 施工管理	一万二千七百円	一万二千七百円	六千三百五十 十円	六千三百五十 十円
電気通信 工事 施工管理	一万四千三百円	一万四千三百円	七千五百十 円	七千五百十 円
造園 施工管理	一万七千二百円	一万七千二百円	八千六百円	八千六百円

2
(略)

第四十三条～第四十七条 (略)

(中央建設業審議会の所掌事務)

第四十八条 中央建設業審議会は、法によりその権限に属させられた事項のほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第三十六条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第四十九条～第五十四条 (略)

電気工事 施工管理	一万三千二百円	一万三千二百円	六千六百円	六千六百円
管工事 施工管理	一万五百円	一万五百円	五千二百五十 十円	五千二百五十 十円
電気通信 工事 施工管理	一万三千円	一万三千円	六千五百円	六千五百円
造園 施工管理	一万四千四百円	一万四千四百円	七千二百円	七千二百円

2
(略)

第四十条～第四十四条 (略)

(中央建設業審議会の所掌事務)

第四十五条 中央建設業審議会は、法第三十四条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第三十六条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第四十六条～第五十一条 (略)

改 正 案					
<p>第二十六条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p>	<p>第二十六条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p>				
<p>3（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（略）</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（略）</p> <p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p> </td> </tr> </table>	<p>（略）</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項</p>	<p>（略）</p> <p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>	<p>3（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（略）</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第十七条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二條第一項</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>（略）</p> <p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p> </td> </tr> </table>	<p>（略）</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第十七条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二條第一項</p>	<p>（略）</p> <p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>
<p>（略）</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項</p>	<p>（略）</p> <p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>				
<p>（略）</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十六条、第十七条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二條第一項</p>	<p>（略）</p> <p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>				
現 行					